



本年4月から労働保険の一括有期事業の手続きが簡素化されます。これは政府の「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）のうち「行政手続コスト削減」に向けた見直しのひとつで、省令改正を経て4月1日から施行されたものです。建設業や林業関係の一括有期事業を直接扱う方は、本誌3月号の「質問にお答えします」でも詳しく紹介されていますので、こちらも併せてチェックをお願いします。

平成31年4月1日から
一括有期事業（※）の開始届と
地域要件が廃止されました。

※一定の規模以下の有期事業を
一括で申告するもの

【開始届の廃止】
まず、今回廃止された一括有期事業開始届は、これまで毎月10日までに前月に開始した工事等を届け出る必要がありました。したが、平成31年3月中に開始された事業を4月10日までに提出するのが最後になります。類似の様式に一括有期事業報告書があります。こちらは確定申告の際に年度中に

終了した工事等を記載するものです。つまり、これまで、①開始した工事を翌月届けたうえ、②終了した工事を翌年度に報告する必要があったものが、②のみとなったわけです。

【地域要件の廃止】

次に、これまでは、機械装置の組立・据付などの一部事業や震災復旧時の特例等を除き、地域要件（愛知の場合は隣接県の岐阜、静岡、三重、長野）があつたため、それ以外で工事を行う場合、現地の監督署で単独有期事業として成立するなどの手続きが必要でした。総合建設会社では、支店単位でいくつもの一括有期事業の保険関係を成立することもありましたが、地域要件の廃止により事務の集中化が可能になります。もちろん、既に各支店等でそれぞれ成立し

労働保険手続きの簡素化

ている保険関係を本社にまとめるよう求めるものではありません。

ところで、政府全体での行政手続コストの削減に向けて示された行政手続簡素化の3原則は、「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・

様式の統一」とされています。

このうち「電子化」は特に簡素化の近道とされ、電子申請の推進も様々なPRがなされていますが、電子申請システムの初期設定などがハードルとなつて、まだまだこれからという状況のようです。

【年度更新申告書受付のご案内】

申告書は、「愛知労働局労働保険適用・事務組合課」へ郵送されるか、「金融機関」にて保険料を納付するとともに提出してください。

昨年度まで、各監督署へ提出されていた事業所の方も、本年度からは愛知労働局へ提出されますようご協力をお願いします。

労働保険で毎年提出が必要な書類は「年度更新申告書」ですが、やはり電子申請の利用は少ない

のが現状です。愛知労働局では、昨年度から労働局への直接郵送を一番にご案内するようになりました。もともと申告書は労働局長あての提出書類で監督署を経由する必要はないことから、直接提出が浸透するとかかなりの省力化・混雑緩和になります。もちろん、記入方法が不明な場合などは窓口等をご利用ください。申告書の提出期間は6月1日から7月10日までで少し早いです。一度ご検討をお願いします。